



“農地・水・環境保全” 水土里のネットワーク通信

第76号
2014. 2. 1発行
島根県農地・水・環境保全協議会

多面的機能の維持・発揮に向けて

昨年末、平成 26 年度予算の概算決定がされ、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等の構造改革を後押しするために「日本型直接支払制度」が創設されました。

その制度の中の一つとして「多面的機能支払」が創設され、草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充などの活動は、今回創設された「農地維持支払」で取り組み、農業用施設等の軽微な補修や農村環境保全活動は、「資源向上支払」で取り組むことに移行されます。

また、多くの組織で取り組まれている現行制度の向上活動については、「資源向上支払」の中で現行のままで取り組むこととなります。

平成25年度まで		平成26年度から																	
農地・水保全管理支払交付金		多面的機能支払交付金																	
共同活動支援交付金	<ul style="list-style-type: none"> 農地、水路等の資源の日常の管理と、農村環境の保全のための活動 	<ul style="list-style-type: none"> 農地、水路等の地域資源の基礎的保全活動 〔農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等〕 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等 	<table border="1"> <tr><th colspan="2">都府県</th></tr> <tr><td>田</td><td>3,000</td></tr> <tr><td>畑</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>草地</td><td>250</td></tr> </table>	都府県		田	3,000	畑	2,000	草地	250								
	都府県																		
	田	3,000																	
畑	2,000																		
草地	250																		
<small>※5年以上継続地区又は向上活動支援取組地区は、75%単価を適用</small>	<table border="1"> <tr><th colspan="2">都府県</th></tr> <tr><td>田</td><td>4,400</td></tr> <tr><td>畑</td><td>2,800</td></tr> <tr><td>草地</td><td>400</td></tr> </table>	都府県		田	4,400	畑	2,800	草地	400	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源の質的向上を図る共同活動 水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動 多面的機能の増進を図る活動 	<table border="1"> <tr><th colspan="2">都府県</th></tr> <tr><td>田</td><td>2,400</td></tr> <tr><td>畑</td><td>1,440</td></tr> <tr><td>草地</td><td>240</td></tr> </table>	都府県		田	2,400	畑	1,440	草地	240
都府県																			
田	4,400																		
畑	2,800																		
草地	400																		
都府県																			
田	2,400																		
畑	1,440																		
草地	240																		
<small>※5年以上継続地区又は施設の長寿命化の取組地区は、75%単価を適用 ※高度な農地・水の保全活動の対象活動は、「多面的機能の増進を図る活動」の中で実施H25までの採択地区は、従前と同様に支援</small>	<table border="1"> <tr><th colspan="2">都府県</th></tr> <tr><td>田</td><td>5,400</td></tr> <tr><td>畑</td><td>3,440</td></tr> <tr><td>草地</td><td>490</td></tr> </table>	都府県		田	5,400	畑	3,440	草地	490	<p>【参考】 「農地維持支払」と「地域資源の質的向上を図る共同活動」に取り組む場合</p>									
都府県																			
田	5,400																		
畑	3,440																		
草地	490																		
向上活動支援交付金	<ul style="list-style-type: none"> 高度な農地・水の保全活動 地域環境の保全に資する高度な保全活動 施設の長寿命化のための活動 農地周りの施設の長寿命化のための補修・更新等 農地・水・環境保全組織の取組 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織 地域資源保全プランの策定：50万円/組織 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化のための活動 →現行制度と同 農地・水・環境保全組織の取組 →現行制度と同 	<table border="1"> <tr><th colspan="2">都府県</th></tr> <tr><td>田</td><td>4,400</td></tr> <tr><td>畑</td><td>2,000</td></tr> <tr><td>草地</td><td>400</td></tr> </table>	都府県		田	4,400	畑	2,000	草地	400								
都府県																			
田	4,400																		
畑	2,000																		
草地	400																		
		<ul style="list-style-type: none"> 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織 地域資源保全プランの策定：50万円/組織 																	

新制度につきましては、詳細が決まり次第ネットワーク通信や市町村を通じ皆さんにお知らせしていきます。
[国のホームページで日本型直接支払制度のパンフレットが紹介されています。](#)

今般の施策の見直し(4つの改革) [検索](#)



「事務実務研修会」が開催されました

本年度の本協議会主催の技術研修会として「平成 25 年度 事務実務研修会」を東部（平成 26 年 1 月 25 日 松江市）、西部（平成 26 年 1 月 26 日 浜田市）の 2 会場で開催しました。

この研修会は、昨年度に開催した「事務研修会」と同様に各活動組織で事務を担当されている方を中心に農地・水保管理支払交付金での事務を適正かつ円滑に処理される際の参考にしていただくため開催したものです。



西部会場

現在、501 活動組織が本対策に取り組まれています。今回の研修会に東部会場には 101 活動組織 145 名、西部会場には 50 活動組織 67 名の参加がありました。参加率は全活動組織の約 3 割と昨年度の参加率とほぼ同じでした。事務の簡素化が図られて 2 期目が開始されたところですが、多くの活動組織の方ではまだまだ事務処理に苦慮されていることが伺えます。

研修会では、「共同活動支援交付金の事務について」、「向上活動支援交付金の事務について」と、それぞれの年度末に作成する実施状況報告書を中心に研修を行いました。

次に、「島根県からの情報提供」として、「協定農用地の保管理に係る実態把握調査について」、来年度からの新制度「多面的機能支払交付金の概要」、「水路やため池の整備事業」の紹介がありました。

また、平成 24 年度中国四国農政局長特別賞を受賞された「弥栄町農地・水・環境保管理協定」の大谷会長と小池副会長から、旧弥栄町全域の広域エリアで取り組まれている活動について、活動事例発表をしていただきました。

研修会の各項目のポイントとして次のように整理しました。

「共同活動支援交付金の事務について」のポイント

- 点検・機能診断の記録を残しておきましょう。（任意様式可）
- 「活動記録」、「金銭出納簿」、「実施状況報告書」については活動日、支出金額などがそれぞれ関連しています。適切に記入されているか確認しましょう。
- 遊休農地の保全活動の記録と写真は筆ごとに整理保管をしましょう。

「向上活動支援交付金の事務について」のポイント

- 実績報告書を作成する際は、平成 25 年度に実際行われた活動内容と、最新の活動計画書の平成 25 年度の活動内容とが一致しているか確認しましょう。（異なる場合は、実績報告書に変更計画書が必要となります。）

様式・様式番号の変更

- 共同・向上活動の金銭出納簿・実施状況報告書・実績報告書は、様式が変更になります。
- 向上活動の活動計画書・活動記録・作業日報は様式番号が変更になります。

「事務実務研修会」の資料については、協議会のホームページ「協議会からのお知らせコーナー」でご覧いただけます。



天空を見上げて水路補修

廻谷集落向上活動協議会
(安来市広瀬町)

廻谷集落向上活動協議会は、安来市広瀬町と雲南市大東町との境に位置した、標高380mの中山間地域です。

中山間地域直接支払交付金による集落協定を締結され、平成24年度からは、1自治会13名の農業者で農地・水保全管理支払交付金の向上活動支援に取り組まれています。

今回、組織で書記を担当されている藤原さんに、平成24年度に自主施工された現地を案内していただきました。

最初に、「原田前暗渠排水」の補修箇所を見せていただきました。補修箇所の農地では、地下水位が高いため土壌が乾きにくく、排水の流れも悪くなっており、床堀をして、レベルで水路の高さの調整をし、砕石、ネトロンパイプ等を使用して補修をされていました。

次に、標高400m、空の真下にある「空小屋水路」の補修箇所に案内していただきました。(実は、急な坂を一気に20m登り、足がガクガク、息はゼイゼイでした。。。) 補修箇所は、山からの湧水により水路自体が下がり、通水に支障を来していたそうです。その箇所は、プレスト管を埋設して湧水処理が行われ、破損箇所にベンチフリュームが敷設されていました。

また、今回現地には行けませんでした。が、「どーべだ水路」の補修では、ため池から取水している既設水路を一時撤去することにより、仮設の水路を設け、水路盤を砕石、真砂土で修復し、再敷設されたそうです。



原田前暗渠排水補修



空小屋水路補修



どーべだ水路補修

最後に工夫はとお聞きすると、「補修のための準備は、1~4名の少人数で行い、暗渠埋め戻しなどの重作業は、多人数で行い作業がスムーズに行くよう努めている。」と話されていました。また「今は、中山間も農地・水も事務を自分がしているが、少しずつ次の世代にバトンタッチしていきたい。」とも話され、地域の事務を担う人の後継者探しも大切な事案だと改めて感じました。



活動作業時の安全確保について

ネットワーク通信の第68号と第73号において、農地・水保全管理支払交付金の活動作業時に他県で発生した事故について情報提供しましたが、このような事故を未然に防ぐため、次のことに留意の上活動を行ってください。

- ① 作業前に作業時の安全確保に関する注意点の確認を行う。
- ② 作業前に空き缶・空き瓶・転石等、ケガにつながるおそれのある物がないか確認する。
- ③ 作業は複数人で行う。
- ④ 作業の安全管理責任者を決めておき、責任者は参加者全員が安全に作業できるよう目配りや声かけを行う。
- ⑤ 作業の内容に応じて、ヘルメット・防護メガネ・安全靴・手袋を着用し、草刈り作業を行う時は極力肌を露出しないように長袖・長ズボンを着用する。
- ⑥ 万一、ケガや事故が発生した場合の緊急連絡先を参加者に周知する。
- ⑦ 事前に傷害保険等に加入する。



★今月の予定★

2月5日(水)

中国四国シンポジウム in Hiroshima (広島市)

活動事例募集中！

あなたの組織の活動をネットワーク通信で紹介してみませんか。組織の紹介でも構いません。「原稿を書くのはどうも・・・」と思われる方は、お話を伺ってこちらで記事をまとめます。「ウチの活動を紹介してみよう」と思われる方は、まずはお気軽にお電話ください。

TEL (0852) 32-4141、メール shigenhozen@shimanedoren.or.jp
水土里ネット島根「ネットワーク通信」係まで

～担当者の声～

昨年暮れからの冷凍食品農薬混入事件で改めて「食の安全」を考える機会になりました。自給自足とは言えませんが、やはり安全のためには「地産地消」、「作り手の顔が見える食品」が一番だと思いました。島根県には海の幸、山の幸ともに身近に有り、新鮮な物を食することができます。本当に“ふるさとの恵み”に感謝です。

積雪の多い地域では、「未だ田んぼに雪が30cmあって計画通りに補修が進まんわ。」と言われる組織も有ります。早く春が来るように祈るばかりです。(協議会 R)

～農地・水保全管理支払交付金に関することは～

◆島根県農地・水・環境保全協議会

〔事務局〕水土里ネット島根 Tel 0852-32-4141 Fax 0852-24-0848

<http://www.nouchimizu-shimane.jp>

◆島根県農林水産部農村整備課資源保全スタッフ

Tel 0852-22-6262

http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/kojo_taisaku/

◆又は最寄りの各市町村担当課までお問合わせ下さい。



稲岡環境保全組合(出雲市)